

(別紙) 様式 3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	財務部 契約課
意 見	随意契約について、富山市契約規則第22条では「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、処務事務の手引き（契約編）では、随意契約による物品購入、修繕、委託契約等の場合は見積り合わせでは「最低2者以上」から見積書を徴すること、特命随意契約によるときは「特命理由書を作成」して「所属長の決裁を受ける」こととされている。 しかし、保育所等においては、一定金額未満のものについては特命理由書を作成せず、見積書を1者のみから徴収し物品等を購入しており、また、小・中学校及び幼稚園においては、教育総務課が作成した「経理要領」で、一定額未満の物品購入・修繕等について見積書の徴収を1者以上としていることから、ほとんどの場合、特命理由書を作成せずに見積書を1者のみから徴収し、物品等を購入しており、いずれも処務事務の手引き（契約編）によらない運用がなされている。 これは、保育・教育現場において、迅速な物品調達が必要なことや、必要物品の納入可能な業者が限られていることから、状況に即して慣例的に行われてきたものであると考えられるため、随意契約による見積徴収について、適切かつ円滑に事務が遂行できるよう対応を検討されたい。
回 答	富山市契約規則第20条に定める少額の随意契約による場合の見積徴収に当たっては、競争性の確保などの理由により、同規則第22条において2者以上の見積書を徴することを原則としている。 一方、地方自治法に規定する随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択できる契約方法であることから、法令の趣旨や見積書を作成する事業者の事務負担を鑑み、令和7年度までに新たな運用指針を定め、全庁的に運用してまいりたい。